

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公開番号】特開2020-6260(P2020-6260A)

【公開日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-002

【出願番号】特願2019-191689(P2019-191689)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月30日(2020.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技板の開口部の周縁部に対して取り付けられるセンター役物を具備し、
前記センター役物は、

遊技媒体が流通可能な流通領域と流通不能な非流通領域とに区画する周壁部と、
前記周壁部から前記非流通領域側へと延出する延設部と、を有して構成され、

前記延設部が前記遊技板の前面と前後方向において同じ位置で前記周壁部から前記非流通領域側へと延出され、該延設部と前記遊技板の前面とが当接して前記遊技板に取り付けられており、

前記センター役物は、前記周壁部から前記流通領域側へと延出されて前記遊技板の前面と当接するフランジ部を該周壁部の一部に有し、前記延設部の一部と前記フランジ部の一部とによって前記周壁部が挟まれる箇所が設けられており、

前記延設部は遊技者が視認可能に設けられ、

前記延設部は透明部材により構成され、該延設部を介して前記流通領域と前記非流通領域とに跨る装飾を視認可能であり、

前記遊技板の前面と前後方向において同じ位置で延出される前記延設部は、前記周壁部から前記遊技板の厚さよりも薄い厚さで延出され、前記周壁部および前記フランジ部とともに一体成形されており、

前記センター役物は、前記周壁部および前記フランジ部も透明な部材により構成され、前記流通領域と前記非流通領域とに跨る前記装飾を前記周壁部、前記フランジ部および前記延設部を介して視認可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上記課題を解決するために本発明の遊技機は、

遊技板の開口部の周縁部に対して取り付けられるセンター役物を具備し、

前記センター役物は、

遊技媒体が流通可能な流通領域と流通不能な非流通領域とに区画する周壁部と、

前記周壁部から前記非流通領域側へと延出する延設部と、を有して構成され、

前記延設部が前記遊技板の前面と前後方向において同じ位置で前記周壁部から前記非流通領域側へと延出され、該延設部と前記遊技板の前面とが当接して前記遊技板に取り付けられており、

前記センター役物は、前記周壁部から前記流通領域側へと延出されて前記遊技板の前面と当接するフランジ部を該周壁部の一部に有し、前記延設部の一部と前記フランジ部の一部とによって前記周壁部が挟まれる箇所が設けられており、

前記延設部は遊技者が視認可能に設けられ、

前記延設部は透明部材により構成され、該延設部を介して前記流通領域と前記非流通領域とに跨る装飾を視認可能であり、

前記遊技板の前面と前後方向において同じ位置で延出される前記延設部は、前記周壁部から前記遊技板の厚さよりも薄い厚さで延出され、前記周壁部および前記フランジ部とともに一体成形されており、

前記センター役物は、前記周壁部および前記フランジ部も透明な部材により構成され、前記流通領域と前記非流通領域とに跨る前記装飾を前記周壁部、前記フランジ部および前記延設部を介して視認可能である

ことを特徴とする遊技機。